

三木町農業委員会
令和2年9月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和2年度三木町農業委員会
9月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和2年9月17日
(会議時間) 13:30～14:35
(開催場所) 三木町農村環境改善センター 農事研修室
(議題) 別紙のとおり

出席委員数 17名

1番 松田 隆雄	11番 高重 浩二
2番 香西 茂知	12番 白井 敏雄
3番 古市 哲	13番 吉原 博
4番 藤澤 勇一	14番 中川 詰郎
5番 鎌倉 茂雄 (欠席)	15番 横山 良秀
6番 溝渕 常雄	16番 岡田 久
7番 川田 正憲	17番 鎌倉 守
8番 鈴木 勤	18番 溝渕 廣明 (会長職務代理者)
9番 小川 正則	19番 高尾 壽一 (会長)
10番 鎌倉 博之 (欠席)	

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 谷洋司主任主事
5. 谷井直人主事
6. 森岡隆一係長

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(再審議)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

(4) その他

事務局

それでは、9月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等10件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、香西委員と藤澤委員をお願いいたします。それでは高尾会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が7件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、農業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：鹿庭字甘田 13筆 7,992㎡
地目：田9筆、畑4筆
譲渡理由：農業廃止
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号2 申請地：上高岡字揺木 16筆 9,371㎡
地目：田9筆、畑7筆
譲渡理由：同一世帯内生前贈与
譲受理由：その他
権利：所有権移転生前一括贈与

番号1について説明します。

番号1については、譲渡人の農業廃止により、近隣耕作者である譲受人に売買するものです。下限面積等も問題ありません。

番号2について説明します。

番号2については、高齢となった譲渡人から妻へ生前一括贈与をするものです。下限面積等も問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの補足説明をお願いします。

16番委員

番号1につきましては、特に問題ないと思います。

事務局

地元委員さんが欠席のため事務局より説明します。贈与する詳細はわかりませんが、高齢になったご主人から妻へ生前一括贈与を行いたいと申し出があったものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、議案第4号、農地法第5条による許可申請(再審議)について、議案第5号、農地法第5条による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字深谷 2筆 335㎡
地目：畑2筆
現況：雑種地2筆
目的：貸資材置場
造成時期：令和2年4月頃から

番号1について説明します。

番号1は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字上池 2筆 1,910㎡
地目：田2筆

現 況：田 2 筆
目 的：特定条件付売買予定地 6 棟 377.58㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号 2 申 請 地：鹿庭字高松谷 9 筆 1,752㎡
地 目：田 7 筆、畑 2 筆
現 況：山林 4 筆、雑種地 5 筆
目 的：ゴルフ場用地
権利の種類：所有権移転売買
併 用 地：山林等 95,602㎡
造成時期：昭和 48 年 6 月頃から

番号 1 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 2 について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請（再審議）について

番号 1 申 請 地：上高岡字三条 1 筆 1,330㎡
地 目：田 1 筆
現 況：田 1 筆
目 的：太陽光発電設備
権利の種類：賃貸権設定
併 用 地：宅地 170㎡

番号 1 について説明します。

番号 1 は、先月地元調整をはかっていたために保留となった案件です。

続きまして、議案第 5 号、農地法第 5 条による許可後の事業計画変更申請について

番号 1 申 請 地：氷上字北中川 3 筆 2,525㎡
地 目：田 3 筆
変 更 前：平成 8 年 8 月 10 日～平成 9 年 7 月 31 日
変 更 後：平成 8 年 8 月 10 日～令和 3 年 3 月 31 日

番号 2 申 請 地：氷上字寺ノ前 16 筆 2,357.58㎡
地 目：田 16 筆

変更前：分譲住宅6棟
変更後：分譲住宅5棟、店舗1棟

番号3 申請地：下高岡字川原井 2筆 2,027㎡
地目：田2筆
変更前：平成29年7月1日～令和2年6月30日
変更後：平成29年7月1日～令和4年6月31日

番号1について説明します。

番号1については、分譲住宅12棟の予定でしたが、1棟売れ残っているため工期延長をするものです。

番号2について説明します。

番号2については、分譲住宅6棟から、分譲住宅5棟、店舗1棟に変更するものです。元々、買主の子どもが家を建てる予定でしたが、諸事情により建てることができなかつたため、事業をしている買主が、老朽化した店舗の建て替えが必要となったため、店舗を建てたものです。

番号3について説明します。

番号3については、分譲住宅7棟の予定でしたが、1棟売れ残っているため工期延長をするものです。

事務局

農地法第5条番号1における特定条件付売買予定地について説明します。

(資料読み上げ)

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

3番委員

それでは、現地調査の報告を行います。9月分の農地法関連の申請について去る、令和2年9月10日(木)の午後2時30分から4条申請1件、5条申請2件、5条申請の事業計画変更申請3件につきまして、高尾会長、溝渕会長職務代理者、藤澤委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1、5条申請 番号2にです。これらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員からの補足説明をお願いします。

4条申請番号1について、位置図をご覧ください。現状はソーラーが1ha近くあり、その南

側の部分になります。申請者は町外に住んでおり、貸資材置場にするとということです。

4 番委員

5 条申請番号 1 について、水利組合や土地改良区につきましても問題はありませぬ。位置図をご覧ください。現場を見まして、申請地の北側に 90cm ほどの農道が東西に延びています。造成をして農道の境界付近に高めの構造物構造物ができると、通行帯の状況がちょっと変わるかなあというところなんです。農道の幅に変化はなくても、通行帯が狭くなる感じがするという状況になると思いますので、そのあたりは事業者にお願ひして、地元との調整、地元説明をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

16 番委員

5 条申請番号 2 について、現場確認をしたところ、現場は、グランドカントリーの鹿庭コース 13 番のショートホールあたりで、現状では申請を受け付けるしかないと思ひます。

会長

それでは、議案第 4 号 5 条申請再審議を除いて、各委員さんから何か質問はありませぬか。

14 番委員

5 条の事業計画変更申請番号 2 ですが、元は分譲住宅だったのですか。

事務局

こちらにつきましても、住宅を建てるということで許可が出でおり、このたび、工事完了届が提出されたため、現地確認したところ、明らかに住居ではないという判断に至り、事業者を確認したところ店舗ということで。

14 番委員

店舗だけで、中は誰も住んでいないということですか。

事務局

確認をしたところ住居ではないという判断に至ったもので、事業計画変更申請を出していただくよう指導しました。

14 番委員

変更の内容が、最初は 2 階で住む予定だったものが、2 階に住まないという変更になったわけですか。

事務局

そもそも、当初の事業計画では分譲住宅の 1 区画として、住宅を建てるという計画で許可を受けておりましたが、買主の子どもが家を建てるということで事業者と契約をしたと思ひますが、契約したものの家を建てる計画がなくなったため、買主が行っている事業のための店舗を建てた

ということです。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、議案第5号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請（再審議）についてですが、先月審議しましたが、地元での調整が十分ではないということで保留となっていた案件です。進展について、事務局から説明をお願いします。

事務局

先月の定例会後に、両者には結果報告をしまして、週に一度状況確認の連絡を取りましたが、特に進展はなく、お互いの話し合いも止まっている状況です。

会長

事務局としては、書類上不備がないため、許可相当と判断しているわけですね。それでは、本件について各委員さんから何か質問はありませんか。

4番委員

前回、隣接の方の同意が得られていないということで、その方から異議が出て、その後再審議ということで、そのあたり隣接の同意関係はどうなっていますか。

事務局

隣接同意につきましては、そもそもですが、同意が必要ではないということで、農地法上なっておりまして、当然地元での話し合いをしていただいて、納得のうえでの申請となるのが一番なんですけれども、今回につきましては、正直そこにつきましてはうまく話しがまとまっていない状況なんですけれども、農地転用の申請におきましては、今回の同意が必ずしもいるかと言われましたら、必要ではないというところで、他の書類関係もすべて整っているところもあり、許可相当と

考えております。

4番委員

それはわかっているのですが、あくまで机上論であって、法的根拠がないから制度上隣接同意はいらないということであって、ゴーサインを出すのでしょうか、現実として、地元のそのあたりの話し、そしたら、農業委員としては、これは許可しましょうと、地元の調整はあくまでも引き続きすると、その程度の結論になるのですか、会長、どうですか。

会長

今、事務局が説明したように、農地法に則って許可しないという理由はたたないと、書類上もきちんとできていますし、地元の意見については、いろいろある場合もありますが、極力ご理解いただくしかないという判断に至っています。

4番委員

あくまでも、机上論で、法的根拠がないので農業委員会としては許可相当ということなのでしょうけど、そのあたりの主旨は反対している人には、説明をしないと。

事務局

説明はしています。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4農地法第5条の規定による許可申請（再審議）について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第6号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号、非農地証明願について

番号1 申請地：鹿庭字榎谷 423㎡

地 目：畑
目 的：山林

番号1について説明します。

番号1については、周囲の山林に取り込まれるように樹木が生い茂り山林化したものです。

会長

ありがとうございました。地区担当委員から何かありましたらお願いします。

16番委員

現状は山になっています。場所は、神山保育所の保育士の駐車場用地のすぐ南側になります。

会長

それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第6号非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が7件、再設定が3件、転貸7件で合計17件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第7号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：鹿庭字上連東 644㎡

地目：田1筆

解約日：令和2年8月14日

解約理由：借り手の労力不足

番号2 申請地：鹿庭字上連東 780㎡

地目：田1筆

解約日：令和2年8月14日

解約理由：借り手の労力不足

番号3 申請地：井戸字二条 4,843㎡

地目：田5筆

解約日：令和2年1月1日

解約理由：本人耕作

番号1について、借り手の労力不足により残存小作を解約するものです。

番号2について、借り手の労力不足により残存小作を解約するものです。

番号3について、本人耕作のため解約するものです。

続きまして報告第1号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：井戸 6,252㎡

地目：田7筆

解約日：令和2年8月31日

解約理由：労力不足のため

番号1について、借り手の労力不足により残存小作を解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告事項ですが、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、農業経営改善計画認定申請についてありがとうございます。この認定申請につきましては、認定農業者制度に基づくものであります。認定農業者制度は農業者が農業経営強化促進基本構想に示された農業経営の関連付けて、自ら創意工夫に基づき経営改善を進める計画を市町村に提出し、これらの認定を受けた農業者に対し、重点的に支援措置を講じようとするものでございます。今回の申請につきましては、令和2年9月14日に計画の作成相談会を実施いたしました。当日は認定申請者ご自身の意思による5年後の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものでございます。早速ではありますが、本題に入りたいと思います。お手元にお配りしております資料をご覧ください。こちら1経営体の新規の申請となっております。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

この方を知っておりますが、作付作物にアスパラが張っていないようですが、10aは作っていると思います。

会長

他に何かありますか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、アスパラの件を確認していただくということで意見とします。
続きまして、その他ですが、何かありますか。

4番委員

再度、特定条件付売買予定地について説明をお願いします。

事務局

(特定条件付売買予定地について説明)

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和2年9月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____